

令和元年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	H31. 4. 17	R1. 5. 17	防潮扉に書かれたバンクシーとされる絵に関して内外情勢調整会でのバンクシーの絵に関しての発言予定稿及び発言内容がわかる文書 (1) 講演概要 (2) 講演原稿 (3) スライド	4	1															政策企画局政策調整部政策調整課	
2	H31. 3. 29	R1. 5. 28	代々木公園に予定されているサッカースタジアムに関する文書				1				1				1					<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都情報公開条例第7条第3号 本資料のうち第三者から受領した資料は、第三者が、内部的な検討を目的として、外部の者に作成させた資料である。この資料は、作成において公にするための権利処理が行われていないうえ、作成者の技術的な素材が含まれているため、公にすることで模倣される可能性がある。このことから、資料を公にした場合、資料を作成した作成者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため非開示とする。</li> <li>・東京都情報公開条例第7条第6号 本資料は、東京都と第三者との信頼関係に基づき、第三者が東京都へ提案した資料及びその資料を基に東京都が内容を整理した資料である。このことから、本資料を、第三者の意に反して公にした場合、本件の第三者と東京都との信頼関係が損なわれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示とする。さらに、第三者の意に反して資料を公にした場合、他の第三者からの信頼も損なわれ、今後、他の第三者からの事前相談も行われなくなるなど、他の事業の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあることから非開示とする。</li> </ul>	政策企画局政策調整部政策調整課